

## 安芸太田町の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
令和5年度	人 5,549	千円 8,332,606	千円 160,980	千円 1,321,380	% 15.9	% 16.6

#### (2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費			(参考) 一人当たり給与費 B/A	(参考) 類似団体平均一人当たり給与費 千円	
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 122	千円 456,099	千円 61,874	千円 177,948	千円 695,921	5,704	5,613

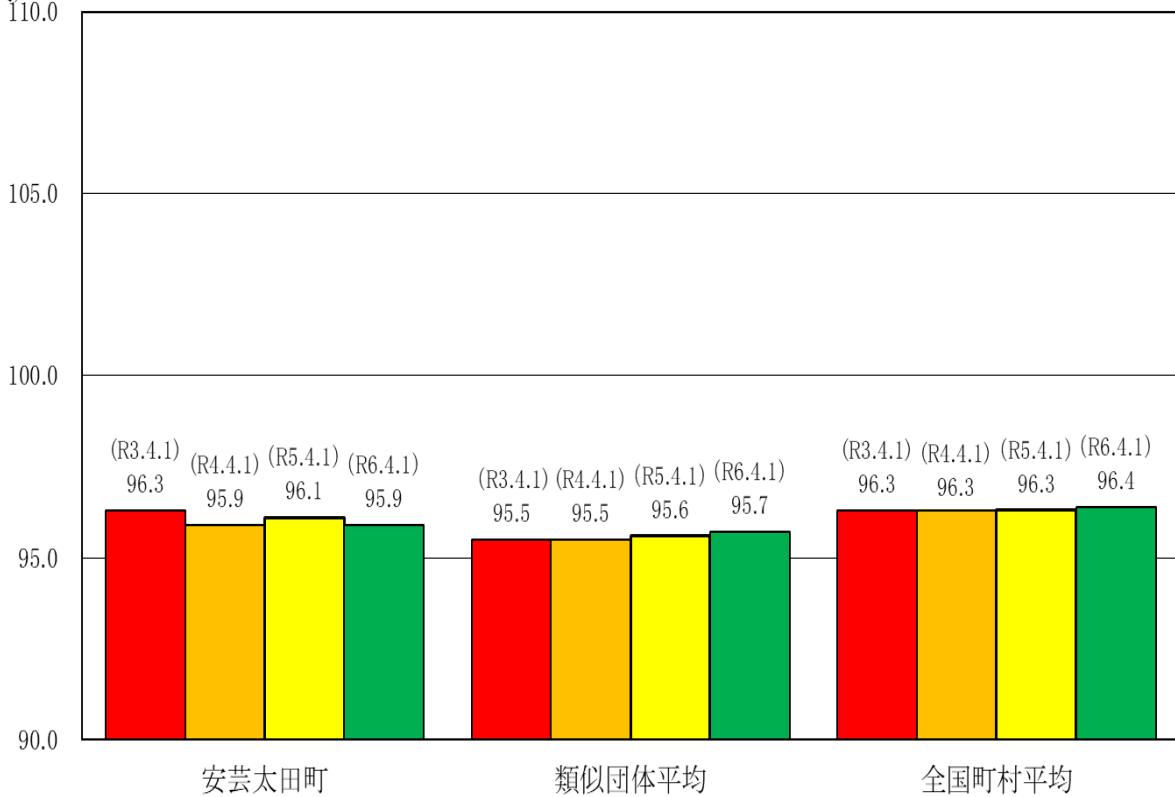
(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費は含まれていない。

#### (3) ラスパイレス指数の状況

(例)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)／(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

#### (4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[ 実施 ] 未実施 ]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期） 平成27年4月1日

（内容） 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

国基準による支給対象地域なし

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

#### (5) 特記事項

なし

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
安芸太田町	42.3歳	317,126円	383,551円	338,392円
広島県	43.2歳	330,092円	408,535円	368,685円
国	42.1歳	323,823円	—	405,378円
類似団体	42.0歳	304,244円	352,440円	330,264円

② 技能労務職

区分	公 務 員					民 间			参 考 A／B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
安芸太田町	60.7歳	1人	352,700円	352,700円	352,700円	—	—	—	—
うち学校給食員	60.7歳	1人	352,700円	352,700円	352,700円	調理士	46.0歳	249,900円	1.41
広島県	—歳	0人	—円	—円	—円	—	—	—	—
国	51.2歳	1,829人	288,144円	—円	330,553円	—	—	—	—
類似団体	50.5歳	3人	278,816円	309,398円	290,762円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C／D
安芸太田町	—	—	—
うち学校給食員	5,898,900 円	3,288,400 円	1.79

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和元～令和3年の3ヶ年平均）。
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- ※ 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。  
 また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

## (2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区分	安芸太田町	広島県	国
一般行政職	大学卒 187,300 円	205,537 円	196,200 円
	高校卒 166,600 円	173,729 円	166,600 円
技能労務職	高校卒 167,700 円	— 円	—
	中学卒 171,200 円	— 円	—

## (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	経験年数		経験年数		経験年数	
	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満
一般行政職	大学卒 271,600 円	299,200 円	358,900 円	375,300 円	—	—
	高校卒 228,900 円	278,700 円	—	359,900 円	—	—
技能労務職	高校卒 — 円	— 円	— 円	— 円	—	—
	中学卒 — 円	— 円	— 円	— 円	—	—

(注) 「—」は、該当する職員がいない場合です。

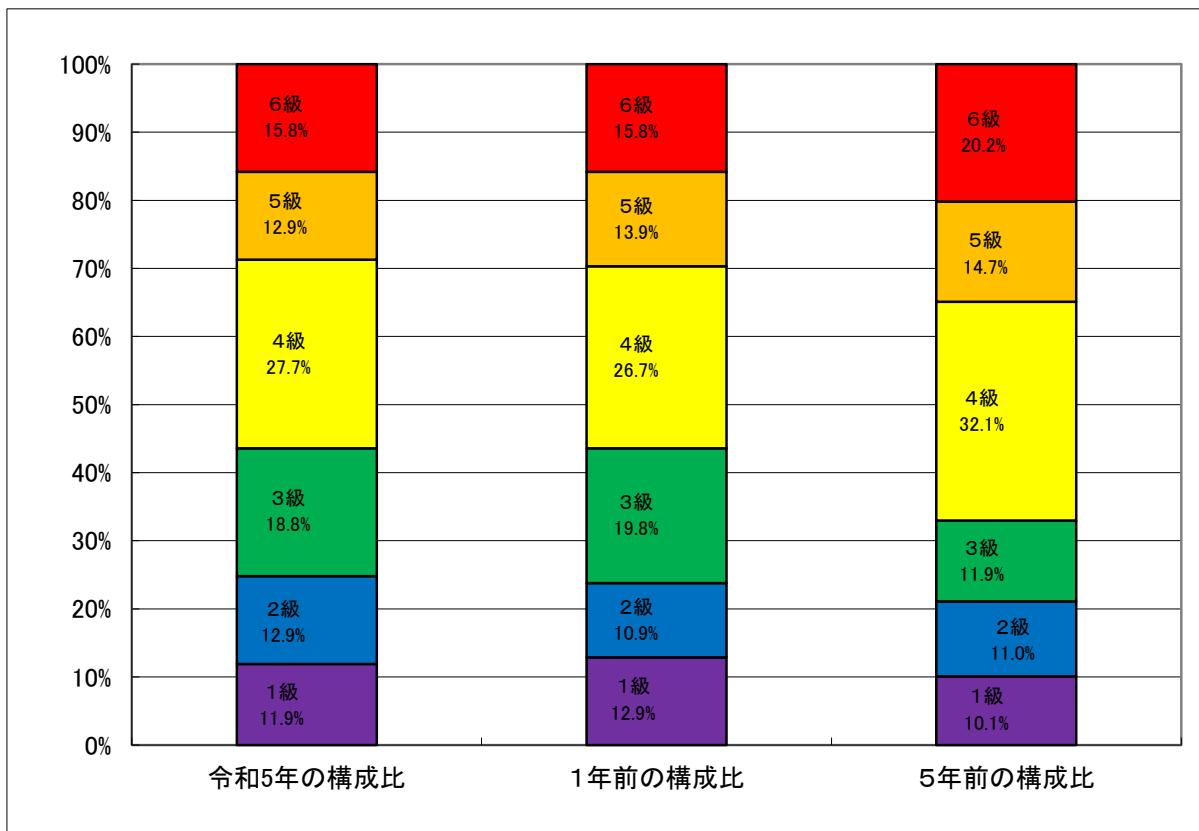
### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和6年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、技師	人 12	% 11.9	円 162,100	円 249,400
2級	主任主事、主任技師	人 13	% 12.9	円 208,000	円 305,200
3級	主任	人 19	% 18.8	円 240,900	円 351,000
4級	係長、主査	人 28	% 27.7	円 271,600	円 382,000
5級	課長補佐、場長	人 13	% 12.9	円 295,400	円 394,000
6級	参考、支所長、会計管理者、課長、室長、教育次長、事務局長、主幹	人 16	% 15.8	円 323,100	円 411,300

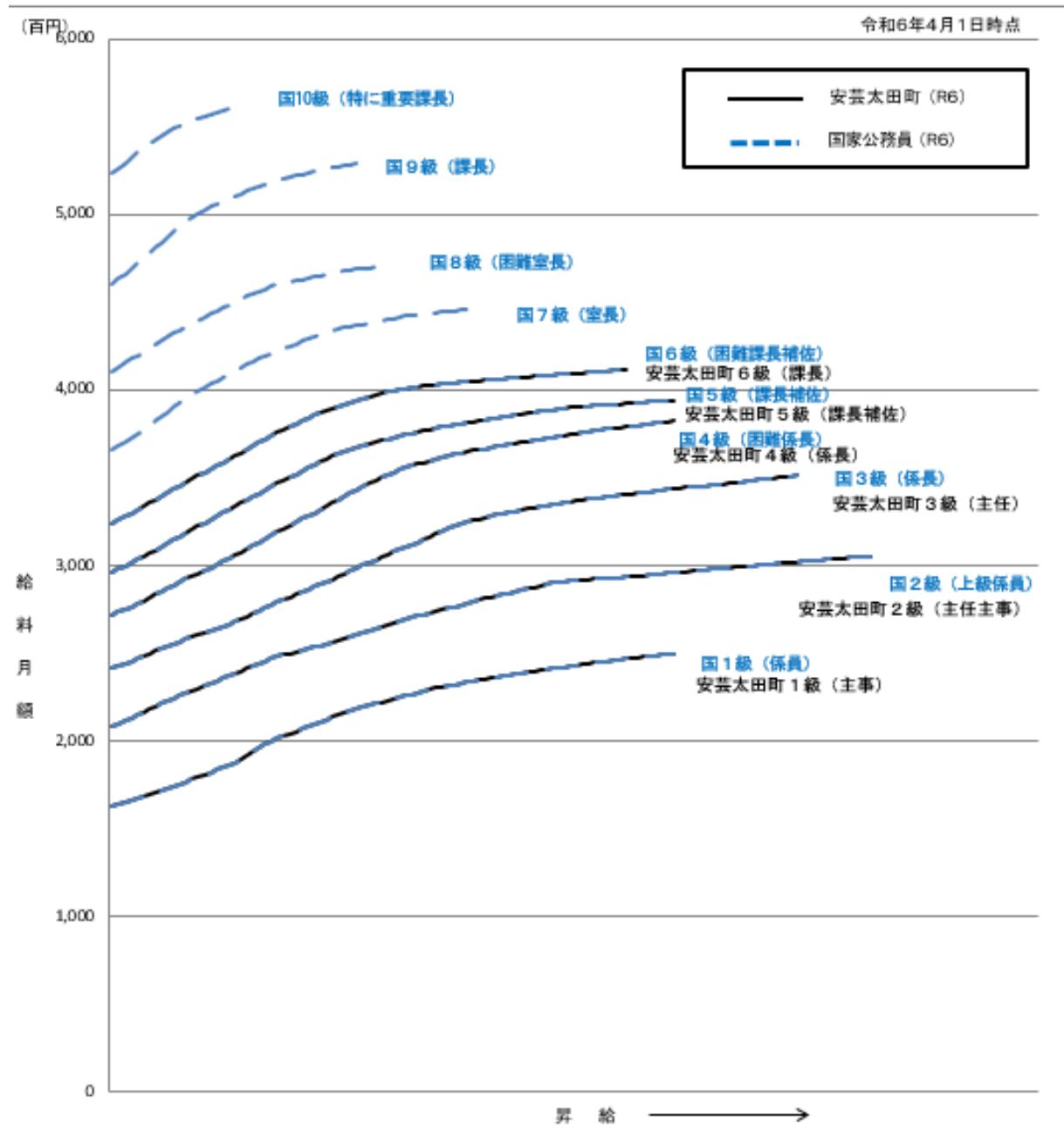
(注) 1 安芸太田町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）

### 12-3 国との給料表カーブ比較（行政職（一））



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（安芸太田町）

令和7年4月2日から令和8年4月1日までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分	○		○	
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定期				

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

安芸太田町	県	国
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,404 千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,563 千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 ( 1.375 ) 月分 ( 0.975 ) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 ( 1.375 ) 月分 ( 0.975 ) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 ( 1.375 ) 月分 ( 0.975 ) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 5～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

### ○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（安芸太田町）

令和6年度中における運用	管理職員	一般職員
イ 人事評価を活用している		
活用している成績率	支給可能な成績率 ○	支給実績がある成績率 ○
上位、標準、下位の成績率	○	○
上位、標準の成績率	○	○
標準、下位の成績率		
標準の成績率のみ（一律）	△	△
ロ 人事評価を活用していない		
活用予定期間		

### (2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

安芸太田町		国	
(支給率)	自己都合 応募認定・定年	(支給率)	自己都合 応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分 24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分 24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分 33.270750 月分	勤続25年	28.0395 月分 33.270750 月分
勤続35年	39.7575 月分 47.709000 月分	勤続35年	39.7575 月分 47.709000 月分
最高限度	47.7090 月分 47.709000 月分	最高限度	47.7090 月分 47.709000 月分
その他の加算措置		その他の加算措置	
定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）		定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）	
(退職時特別昇給 無)			
1人当たり平均支給額	5,010 千円		

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和 年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引き上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

### (3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）	113 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	113,976 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
広島県広島市	3 %	1 人	10 %

### (4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）	— 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	— 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）	— %		
手当の種類（手当数）	1 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫等作業従事職員の特殊勤務手当	防疫等作業に従事する職員	防疫等作業	作業1日につき290円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	24,209千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5度決算）	263千円
支給実績（令和4年度決算）	29,698千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	323千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）
扶養手当	配偶者：6,500円 子：10,000円 子（16歳年度初め～22歳年度末） 加算：5,000円 父母等：6,500円	同		12,631千円	247,667円
住居手当	借家：最高限度27,000円	同		6,068千円	216,457円
通勤手当	・交通機関等の利用者（片道2km以上） 月額55,000円以下 ・自動車等の使用者（片道2km以上） 通勤距離に応じ 2,000円～55,000円	異	国の制度 交通機関55,000円（55,000円以下の場合は運賃相当額） 特別急行列車又は高速自動車国道などを利用した場合 特別料金×1/2加算（最高20,000円） 交通用具 通勤距離に応じ 2,000円～31,600円	18,790千円	169,279円
単身赴任手当	人事異動によりやむを得ず単身赴任をする職員に支給 30,000円～100,000円	同		540千円	270,000円
宿日直手当	4,400円	同		一千円	一千円
管理職手当	課長級：40,000円 課長補佐級：30,000円	異	国の制度 俸給表別、職務の級別、俸給特別調整額の区分別に定められた額を支給（例） 本省の課長 130,300円 本省の室長 94,000円	12,120千円	466,154円
管理職員特別勤務手当	3,000円～6,000円	同		147千円	8,647円
休日勤務手当	時間外単価×135/100×時間数	同		一千円	一千円
夜間勤務手当	時間外単価×25/100×時間数	同		一千円	一千円

## 5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区分		給料			月額等	
給料	町長	717,000 円			(参考)類似団体における最高／最低額	
	副町長	594,000 円				
報酬	議長	269,000 円			850,000 円／505,800 円	
	副議長	219,000 円			710,000 円／490,000 円	
報酬	議員	200,000 円			375,000 円／205,000 円	
	議員	200,000 円			307,000 円／175,000 円	
期末手当	町長	(令和5年度支給割合)			286,000 円／155,000 円	
	副町長	3.40 月分				
期末手当	議長	(令和5年度支給割合)				
	副議長	3.40 月分				
退職手当	町長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)	
	副町長	給料月額×年数×5.0		14,340,000 円	任期ごと	
退職手当	備考	給料月額×年数×3.0		7,128,000 円	任期ごと	

(注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

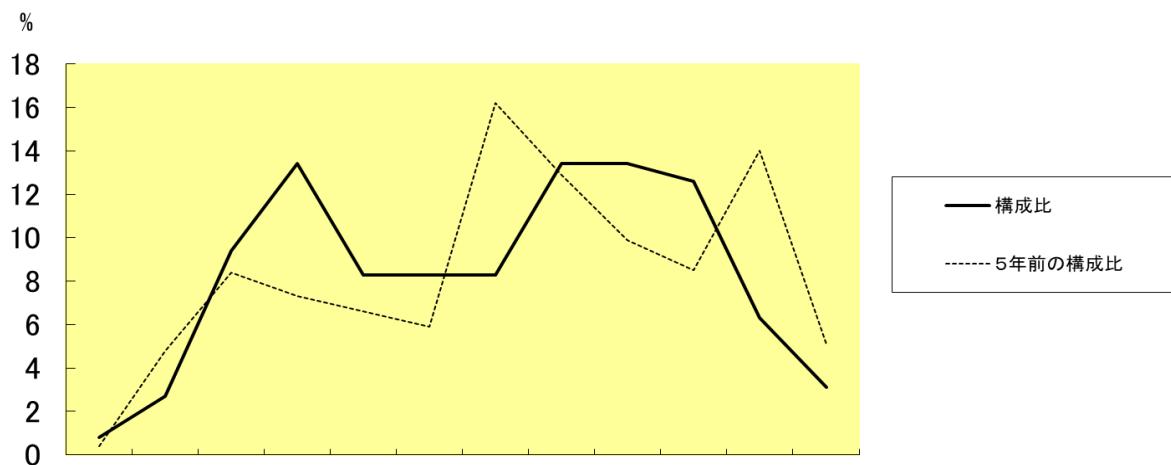
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		令和5年	令和6年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0
		総務	40	43	3
		税務	7	7	0
		農林水産	7	8	1
		商工	5	5	0
		土木	13	7	▲ 6
		民生	25	22	▲ 3
		衛生	9	8	▲ 1
		計	108	102	▲ 6
	教育部門				<参考>
					人口1万人当たり職員数 183.82 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 119.21 人)
	消防部門				欠員補充
	小計				<参考>
					人口1万人当たり職員数 210.85 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 142.44 人)
公営企業計等部門	病院				
		病院	119	119	0
		水道	3	3	一般会計から公営企業会計へ切り替えにより
		下水道	2	2	一般会計から公営企業会計へ切り替えにより
	その他	12	12	0	
	小計	131	136	5	
合計		253	253	0	<参考>
					人口1万人当たり職員数 445.94 人

(注) 職員数は一般職に属する職員数である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳	24歳	27歳	31歳	32歳	35歳	36歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	60歳以上	計
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	1	7	24	34	21	21	21	21	21	34	34	32	16	8	253

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部門別	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間 の増減数(率)
一般行政	127	123	114	111	108	102	△ 19 (△14.9%)
教 育	19	18	17	16	14	15	△ 5 (△26.3%)
消 防	—	—	—	—	—	—	— (— %)
普通会計	146	141	131	127	122	117	△ 24 (△16.4%)
公営企業等会計	126	127	120	122	131	136	△ 5 △3.9
総 合	272	268	251	249	253	253	△ 19 △6.9

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

## 7 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間（一般職の標準的なものを記入）（令和6年4月1日現在）

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	備 考
38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00	

(注) 休憩時間：職員が勤務時間の途中において、勤務から解放され、自己の時間として自由に利用することが保障されている時間であり、労働基準法に準拠しているもの。

(2) 年次有給休暇の取得状況（令和5年）

職員一人当たりの平均取得日数	取得率
10.9	54.5

(注) 取得率＝平均取得日数÷20日

(3) 時間外勤務及び休日勤務等の状況（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

時間外・休日勤務総時間数	職員一人当たりの月平均時間外・休日勤務時間数
44,291時間	20.2時間

(注) 1 「時間外・休日勤務総時間数」は、当該年度中の時間外勤務等の総時間数。

2 「職員一人当たりの時間外・休日勤務月平均時間数」は、「時間外・休日勤務総時間数」を対象職員（管理職を除く）数で除したものです。

(4) 特別休暇等の状況（令和6年4月1日現在）

区分	休暇の種類・内容	付与日数・期間等
病気休暇	職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要最小限度の期間（有給、90日以内）
特別休暇	(1) 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
	(2) 職員が証人、裁判員、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
	(3) 所轄庁の事務又は事業の運営上の必要に基づく事務又は事業の全部又は一部の停止（台風の来襲等による事故発生の防止のための措置を含む。）	必要と認められる期間
	(4) 職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
	(4)の2 職員が自主的にかつ報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災地を支援する活動 イ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって町長が定めるものにおける活動 ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	一の年において5日の範囲内の期間
	(5) 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	町長が定める期間内における連続する5日の範囲内の期間
	(6) 8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定がある女子職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
	(7) 女子職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女子職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）

特別休暇	(8) 妊娠中又は出産の日後1年以内の女子職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合	妊娠満23週（第6月末）までは4週間に1回、妊娠満24週（第7月）から満35週（第9月末）までは2週間に1回、妊娠満36週（第10月）から出産までは1週間に1回、出産の日後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれについてもその指示された回数）とし、その都度必要と認められる時間
	(9) 妊娠中の女子職員が請求した場合において、当該職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき1時間を超えない範囲内で必要と認められる時間
	(10) 生理日において勤務することが著しく困難である女子職員の生理の場合	2日を超えない範囲内においてその都度必要と認められる期間
	(11) 生後1年に達しない子の親である職員が、その子の育児のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の時間（男子職員にあっては、その子の当該職員以外の親（当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親（以下この項において「養子縁組里親」という。）として委託することができない者に限る。）若しくは養子縁組里親である者を含む。）が当該職員がこの項の休暇を使用しようとする日におけるこの項の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの時間を差し引いた時間を超えない時間）
	(12) 職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が出産する場合で、職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	町長が定める期間内における2日の範囲内の期間
	(12)の2 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	当該期間内における5日の範囲内の期間
	(13) 配偶者、父母、配偶者の父母又は子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその者の世話をを行うこと又は中学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合において疾病的予防を図るためにその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいう。以下この項において同じ。）を行う職員が、当該職員以外に看護者がいないため（中学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合にあっては、当該子の看護のため）勤務しないことが相当であると認められる場合	一年において5日（中学校就学の始期に達するまでの子を2人以上養育する場合にあっては、5日をその者の看護のために加えた期間）を超えない範囲内で必要と認める日又は時間
	(14) 要介護者の介護又は要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	一年の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間

特別休暇	(15) 職員の親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	親族の種類毎に定める期間内において必要と認める期間
	(16) 職員が父母の追悼のための特別な行事（父母の死亡後町長の定める年数内に行われるものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1日の範囲内の期間
	(17) 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一年の7月から9月までの期間内における週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間
	(18) 地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	7日の範囲内の期間
	(19) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
	(20) 地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
	(21) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第7条の規定による健康診断	その都度必要と認める日又は時間
	(22) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第2条第1項の認定を受けた職員が、その健康の保持を図るために必要な保養をする場合	年間6日を超えない範囲内において必要と認める日
	(23) その他法令によって特に勤務しないことが認められている場合及び任命権者が特に必要と認めた場合	その都度必要と認める期間
介護休暇	配偶者等の介護をする場合	介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する6月の期間内において必要と認められる期間（無給）
組合休暇	職員団体の活動への従事	1年度において30日を超えない期間（無給）

（注） 「特別休暇等」とは、特別休暇及び職務専念義務免除で制度化されているもの。

### （5）育児休業等の取得状況（令和5年度）

（単位：人）

区分	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数
男性	2	1
女性	6	2
計	8	3

（注） 取得者数は、年度内に新規取得した人数です。

## 8 職員の分限及び懲戒処分の状況

### (1) 分限処分者数 (令和5年度)

(単位：人)

区分	降任	免職	休職	降給	合計
心身の故障の場合	0	0	2	0	2
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
計	0	0	2	0	2

### (2) 懲戒処分者数 (令和5年度)

(単位：人)

区分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	1	1	0	0	2
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0
計	1	1	0	0	2

## 9 職員の服務の状況

### 當利企業等の従事許可の状況 (令和5年度)

区分	人	備考
許可人人数	1	

## 10 職員の研修の状況

### (1) 職員の研修の実施状況 (令和5年度)

(単位：人)

機関別研修	本年度受講者数	前年度受講者数	備考
広島県自治総合研修センター	71	34	
その他研修機関等への派遣研修	0	1	
独自研修	195	203	
計	266	238	

## 11 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 安全衛生管理体制 (令和5年度)

衛生管理者	2名
安全衛生推進者等	4名
産業医	2名
衛生委員会	2名

### (2) 職員の福利厚生の状況

職員の福利厚生事業については、(財)広島県市町村職員共済互助会及び安芸太田町職員互助会において実施しています。令和5年度の事業実績は、次のとおりです。

① 一般財団法人広島県市町村職員共済互助会

ア 会員数 216人 (令和5年4月1日現在)

イ 主な事業内容

福利厚生事業、積立年金事業、公益事業

ウ 負担割合 職員の掛金 給料月額の1.64／1,000

町の負担金 給料月額の1.64／1,000

エ 令和5年度決算額 町の負担金 1,246千円

オ 事業の見直し

令和5年度	なし
-------	----

② 安芸太田町職員互助会

ア 会員数 201人（令和5年4月1日現在）

イ 主な事業内容

健康促進事業、職員交流事業

ウ 負担割合 職員の会費 給料月額の3.00／1,000

町の助成金 なし

エ 令和5年度決算額 事業費 1,546千円

町の助成金 なし

オ 事業の見直し

令和5年度	なし
-------	----

(3) 公務災害の認定状況（令和5年度）

(単位：件)

区分	町長部局等	教育委員会	計
公務災害	0	0	0
通勤災害	0	0	0
計	0	0	0

(4) 勤務条件に関する措置の要求の状況（令和5年度）

事案なし

(5) 不利益処分に関する不服申立ての状況（令和5年度）

事案なし